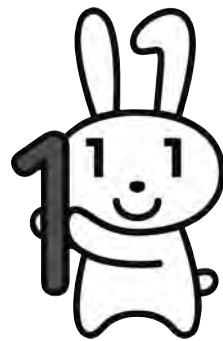


# マイナンバー制度いよいよ運用開始!!

住民課戸籍年金G



申請しよう

通知カードが届いたら個人番号カードの申請ができます(希望者のみ、申請の期限はありません)

交付されます

平成28年1月から個人番号カード交付(申請者のみ)

期限にご注意

住民基本台帳カードについて

○個人番号カードの運用開始に伴い、従来の住民基本台帳カードの交付は12月で終了します。

住民基本台帳カードの交付(再交付)手続きは、12月4日までに、公的個人認証電子証明書の更新は、12月22日までに役場住民課戸籍年金Gで手続きをお願いします。

※期限が過ぎると手続きすることができません。

○住民基本台帳カードは有効期間の満了まで引き続き利用することができます。

ただし、公的個人認証電子証明書の有効期間は3年間です。いずれも平成28年1月からの更新は、個人番号カードへ移行することとなります。

始めに  
平成27年10月からマイナンバーの通知カードが届きます

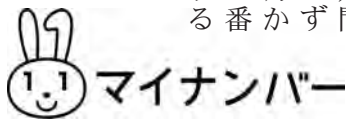
○通知カードは世帯主宛に郵送され、転送されません。  
○有効期限はありません。  
(初回交付は無料、再交付手数料は500円)  
券面には「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー(個人番号)」等が記載されています。

○送付される内容  
■通知カード(世帯人数分)・個人番号カード交付申請書(世帯人数分)・ご案内1部  
■個人番号カード交付申請書の送付用封筒1部  
※11月末日が過ぎても届かない場合は、お問い合わせください。



○初回交付は無料です。(再交付の手料は、カード800円・電子証明書200円)  
○申請方法  
①同封された申請書に署名、押印し顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵送。  
②パソコン、またはスマートフォンで交付申請書のQRコード等から申請用WEBサイトに接続し必要事項を入力の上、顔写真データを添付し送信。

○申請すると交付通知書が自宅に届きます。通知カード等の必要なものとともにお持ちになり、交付通知書に記載されている期限までに本人が役場住民課窓口でお受け取りください。  
○電子証明書等のIDとパスワードを設定します。  
①署名用電子証明書(ID) : 英数字6〜16文字以下  
②利用者証明用電子証明書(パスワード) : 数字4桁  
③住民基本台帳 : 数字4桁  
④券面事項入力補助用 : 数字4桁  
※②〜④については、同じ番号の設定が可能です。  
○有効期限  
発行の日から10回目の誕生日まで(20歳未満は5回目の誕生日まで)  
※このカードは、顔写真付きてICチップが内蔵され、身分証明書やe-TAX等に使用できます。



ご不明な点があれば、住民課戸籍年金Gまたは、内閣官房のホームページ、マイナンバーコールセンターでご確認ください。

◆マイナンバーホームページ : <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバーコールセンター ☎0570~20~0178 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間 平日 9時30分~17時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

